

日本労働年鑑 第26集 1954年版  
The Labour Year Book of Japan 1954

第三部 労働政策

第一編 サンフランシスコ条約の発効と行政協定の締結

第五章 共産党

昨一九五一年の労働政策は、「日本国との平和条約」および「日米安全保障条約」の二つによって特徴づけられた。本一九五二年はこの二つの条約の発効と、「日米行政協定」の締結をその特徴とする。日本政府の政策はすべてこれに従属し、労働政策もその例外ではない。独立国会といわれた第一三国会は、おびただしい数の法律をつくりあげたが、そのうちの重要なものは、行政協定の締結に「伴う」法律であり、第一五国会をも含めて本年中の国会は、占領政策をいかに忠実に日本の国法にうつしかえるかに努力が集中されたといえる。

安全保障条約—行政協定のラインはとりもなおさず日本再軍備の方向であった。そのもとで日本の労働者は低賃金と失業とに苦しまねばならなかったし、経営者団体の活動もこのような方向によって規定され、また逆にそれを促進するような役割を果たしたのである。労働者の運動をもその方向へもっていかうとする政策は労働協約・経営協議会強化の政策ともなってあらわれたが、しかし、基本的には労働政策は治安対策であった。その焦点にたったのが破壊活動防止法である。この法律を軸として、ストライキ、デモンストレーション、法廷闘争などにたいする弾圧が展開され、また、ストライキ禁止にむかう第一歩としての緊急調整を中心とする労働関係調整法の改正法が制定された。

これは、上述の如く本年の政治的特徴である日本再軍備、軍国主義の復活の方向に労働者階級をむけようとする努力であったが、すでに第二部でみたように、このような政策に対する国民的反対運動は強烈であり、その政策は十分に成功したとはいえない状態であった。

他方、労働者保護立法はこの年すでに死んだかのごとくであり、社会保障制度にいたっては、社会保障制度審議会の数次にわたるひかえめな勧告さえ実行できないありさまであった。

労働運動に対する干渉の強化と労働者保護立法の後退とがここ数年間の特徴であることは、本年鑑が毎年指摘しているところであるが、本年の特徴である二つの条約の発効＝形式上の独立ということは決してその実質をかえていないことが以下各編で指摘されるであろう。

一九五二年は、日米安全保障条約と行政協定、それによるアメリカ軍隊の駐留という事実を大前提にしつつ、独占資本家と政府とがいわゆる占領政策の「行きすぎ」をもとにもどそうとして反げきを加えた年であった。労働政策の面でいえば、占領政策によって「不当に」育成され—た労働運動をもとにもどそうとした年である。それがどのような労働運動をもたらしたかは、第二部でつづさに見たところであるが、第三部労働政策は、それが占領政策の是正ではなく、その継続であったことが、客観的資料にもとづいて記述される。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---